



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 条例

- *58 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）..... 3
- *59 和歌山県税条例の一部を改正する条例（税務課）..... 4
- *60 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
（ 〃 ）..... 5
- *61 公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例（生活衛生課）..... 7
- *62 和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
（社会福祉課）..... 12
- *63 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
（ 〃 ）..... 12
- *64 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例（薬務課）..... 14
- *65 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（警察本部）..... 14
- *66 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（ 〃 ）..... 15

公布された条例のあらまし

◇ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員に支給する特殊勤務手当について、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に出張して行う避難所の運営等の作業を災害応急作業等手当の支給の対象とするとともに、大規模な災害に係る作業に従事した場合における災害応急作業等手当の額を定めるほか、所要の改正を行いました。（第 16 条及び第 18 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正等を行うこととしました。その主な内容は、次のとおりです。

（1）県民税

新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする措置を講ずることとしました。（第 24 条の 2 関係）

（2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（第 35 条関係）

2 施行期日

公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行します。ただし、（2）の改正規定は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係

る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行します。

◇ 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地域再生法等の一部改正に伴い、特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を不動産取得税及び県固定資産税の特別措置の対象としました。（第1条及び第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、令和6年4月19日から適用します。

◇ 公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

公衆浴場の構造設備の基準を定めるとともに、営業者等の遵守すべき事項を改めるほか、所要の改正等を行いました。（第1条～第7条並びに附則第8条及び第9条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は令和7年7月1日から施行します。

◇ 和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

生活保護法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（別表第1関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

生活保護法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（別表第1及び別表第2関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うこととしました。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日のいずれか遅い日から施行します。

◇ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山市の区域内に町が新設されたことに伴い、所要の改正を行いました。（本則関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察職員に支給する特殊勤務手当について、大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合等における災害応急手当の額を定めるほか、所要の改正を行いました。（第7

条、第16条、第19条、第24条及び第26条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月4日

和歌山県知事 岸 本周 平

和歌山県条例第58号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（災害応急作業等手当） 第16条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。 (1) <u>豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査</u> <u>ア 河川の堤防等</u> <u>イ 道路又はその周辺</u> <u>ウ 港湾施設</u> (2) <u>豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に出張して行う避難所の運営その他の人事委員会が定める作業</u> (3) <u>前2号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業</u> 2 前項の手当の額は、勤務1日につき800円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）とする。ただし、日没時から日出時までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、540円）を加算することができる。 （災害応急作業等手当の特例） 第17条 略 第18条 職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第14項及び第18項において同じ。）を除	（災害応急作業等手当） 第16条 災害応急作業等手当は、職員が<u>豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査</u>に従事したときに支給する。 (1) <u>河川の堤防等</u> (2) <u>道路又はその周辺</u> (3) <u>港湾施設</u> 2 前項の手当の額は、勤務1日につき800円とする。ただし、<u>日没から日の出までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円を加算</u>することができる。 （災害応急作業等手当の特例） 第17条 略 第18条 職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第14項及び第

く。第28条において「特定大規模災害」という。）に対処するため第16条第1項各号に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、同項本文に規定する額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

18項において同じ。）を除く。第28条において「特定大規模災害」という。）に対処するため第16条第1項に規定する巡回監視、応急作業又は災害状況の調査に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、同項本文に規定する額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 0 月 4 日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第59号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（寄附金税額控除） 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第23条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) 略 (3) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。） ア 略 イ <u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> ウ 略 2 略	（寄附金税額控除） 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第23条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) 略 (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。） ア 略 イ <u>公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）第1条の規定により主務官庁の権限に属する事務を知事又は教育委員会が行うこととされた同条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> ウ 略 2 略

（法人の県民税の減免）

第35条 略

2 前項の規定によって県民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称）

(2)・(3) 略

（法人の県民税の減免）

第35条 略

2 前項の規定によって県民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称）

(2)・(3) 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。ただし、第35条第2項第1号の改正規定は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の和歌山県税条例第24条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金及び」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号。以下この号において「令和6年所得税法等改正法」という。）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和6年所得税法等改正法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」と、同号イ中「寄附金」とあるのは「寄附金（令和6年所得税法等改正法附則第3条第1項に規定する特定公益信託のうち、公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の許可（知事又は教育委員会によるものに限る。）を受けたものの信託財産とするために支出した金銭を含む。）」とする。

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第60号

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成27年和歌山県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域内において法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項に規定する認定事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設に係る法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設（以下「特定業務児童福祉施設」という。）の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設の用に供する償却資産に対して県が課する固定資産税（以下「県固定資産税」という。）を課さないこと又はこれらの県税に係る不均一の課税をすることについて定めるものとする。 (事業税の課税免除) 第2条 平成27年10月8日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得又は収入金額（和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。）第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。）から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額を控除する。 (1) 電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額×（当該新設し、又は増設した特別償却設備（特定業務施設の用に供するものに限る。以下この条において同じ。）に係る固定資産の価額／当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資	(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域内において法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項に規定する認定事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する償却資産に対して県が課する固定資産税（以下「県固定資産税」という。）を課さないこと又はこれらの県税に係る不均一の課税をすることについて定めるものとする。 (事業税の課税免除) 第2条 平成27年10月8日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得又は収入金額（和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。）第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。）から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額を控除する。 (1) 電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額×（当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額／当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額）

産の価額) (2)・(3) 略 2・3 略	(2)・(3) 略 2・3 略
-----------------------------	--------------------

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 19 日から適用する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 19 日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- (申請書の提出期限の特例)
- 3 新条例第 5 条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して 1 月を経過する日までの間に到来する場合にあっては、同条の規定にかかわらず、同日を提出期限とする。

公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令 和 6 年 1 0 月 4 日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第61号

公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 公衆浴場衛生基準等に関する条例（昭和23年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第 1 条 略	第 1 条 略
(定義) 第 2 条 略	第 1 条の 2 略
(一般公衆浴場の配置の基準) 第 3 条 略	第 1 条の 3 略
(公衆浴場の構造設備の基準) 第 4 条 公衆浴場の脱衣場の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。ただし、次条第 2 項に規定する施設にあっては、第 2 号を除く。	第 2 条 公衆浴場の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。ただし、次条第 2 項に規定する施設にあっては、第 3 号から第 5 号まで及び第 9 号を除く。 (1) 浴場の出入口は、男女を区別し、かつ戸障子の開閉によって浴室及び脱衣場を外部より見透しできないようにすること。 (2) 浴室及び脱衣場は、すべて男女を区別し互に見透しできないよう、高さ 1.8メートル以上の完全な障へいを設けること。 (3) 脱衣場の面積は、男女各 14 平方メートル以上、天井の高さは、3メートル以上とすること。 (4) 浴槽の築造は、石材、煉瓦、人造石又はこれに代るべき不浸透質材料をもってするのほか、その構造は次によらなければならない。ただし、同一の浴室に 2 以上の浴槽を設けるときは、その 1 つの浴槽を除いては次のイか

ら才までの規定はこれを適用しない。

ア 槽底は外部地盤面の高さ以上

イ 内法面積は、4平方メートル以上

ウ 深さ0.7メートル以上

エ 露出部は洗場の表面より0.3メートルから0.5メートルまで

オ 浴槽内に階段を設けるときは、踏面は0.2メートル以上

(5) 浴室の天井の高さは3.7メートル以上とし、その中央に湯気抜窓を設け、その大きさは、浴室の床面積の12分の1以上とすること。

(6) 脱衣場及び浴室の窓は、開閉自由であって、床面積の5分の1以上(出入口を含む。)とし、あけた場合でも外部より見透しできないようにすること。

(7) 天井に硝子窓を設けるときは、金網入ガラスを使用すること。

(8) 浴室の周囲は、床上1.5メートルまでは、煉瓦又はコンクリートをもって築造し、その他は全部板張又は防湿材料をもって築造すること。

(9) 浴室の面積は、男女各20平方メートル以上とし、床は不浸透質材料をもって築造し適当な水垂勾配を造り汚水が、屋外下水溝に完全流下するようにすること。

(10) 排水溝は、煉瓦その他不浸透質材料をもって築造し、完全な暗きよとすること。

(11) 脱衣場の床面は、浴室の床面より高くすること。

(12) 脱衣場の床下地盤は外部地盤より0.06メートル以上高くし、コンクリート又はしっかりとたたきとし、適当な換気方法を講じ完全な防鼠の設備をすること。

(13) 脱衣場及び浴室の床面における照度を10ルクス以上の照度に保有し、停電又は故障のための予備装置を施すこと。

(14) 貯湯槽は完全に排水することができる構造とすること。

(15) 循環式浴槽を設置している場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が当該ろ過器に係る浴槽の容量以上であり、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ及び汚泥を排出することができる構造であるとともに、ろ過器の前に集毛器を設けること。

イ 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

ウ 循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。

エ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

(16) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

(17) 気泡発生装置等を設置する場合には、連日使用している浴槽水を用いる構造ではなく、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造であること。

(18) 内湯と露天風呂との間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

(19) 浴槽からあふれ出た浴槽水及び回収槽内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、浴槽からあふれ出た浴槽水を回収する配管は直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃を容易に行える位置又は構造になっているとともに、回収槽内の水を消毒す

- (1) 男女を区別し、相互に、かつ、外部（当該脱衣場に出入りすることができる浴室を除く。）から見通すことができない構造とすること。
- (2) 床面積は、規則で定める面積以上とすること。
- (3) 床面は、耐水性を有するものとする。
- (4) 脱衣箱には施錠又はこれに代わるべき設備を設けること。
- (5) 開放できる窓又は換気設備を設けること。
- (6) 洗面設備を設けること。
- (7) 紙くず箱を1個以上備えること。
- 2 公衆浴場の浴室の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。ただし、次条第2項に規定する施設にあっては、第3号、第5号から第7号まで及び第10号を除く。
- (1) 男女を区別し、相互に、かつ、外部（当該浴室に出入りすることができる脱衣場及び浴室を除く。）から見通すことができない構造とすること。
- (2) 床面から規則で定める高さまでの周壁は、耐水性を有するものとする。
- (3) 床面は耐水性を有するとともに、汚水が屋外の下水溝に流下するよう適当な勾配を有するものとする。
- (4) 床面は滑りにくい材質又は構造とすること。
- (5) 天井は、水滴が落下しないよう適当な勾配を有するものとする。
- (6) 湯気を排出するための窓又は換気扇を設けること。
- (7) 洗い場の面積は、規則で定める面積以上とすること。
- (8) 洗い場には入浴者数に応じた十分な数の湯栓及び水栓を備えること。
- (9) 入浴者数に応じた十分な数の洗い桶及び腰掛を備えること。
- (10) 浴槽は耐水性を有するものとするほか、その構造は次によること。ただし、同一の浴室に複数の浴槽を設けるときは、そのうちの1つの浴槽に限り次のアの規定を適用する。
- ア 浴槽内の面積は、規則で定める面積以上とすること。
- イ 上縁の高さは、浴槽外から湯水が流入しない高さとする。
- ウ 必要に応じ、浴槽内に手すり及び階段を設けること。
- (11) その他の公衆浴場には、適当な数のシャワーを備えること。
- (12) 貯湯槽は完全に排水することができる構造とすること。
- (13) 循環式浴槽を設置している場合は、次に掲げる措置を講ずること。
- ア ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が当該ろ過器に係る浴槽の容量以上であり、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ及び汚泥を排出することができる構造であるとともに、ろ過器の前に集毛器を設けること。
- イ 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- ウ 循環してろ過された湯水は浴槽の底部に

- ることができる設備が設けられていること。
- (20) 水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。
- (21) 配管内の浴槽水を完全に排水することができる構造とすること。
- (22) 調節箱を設置する場合は清掃を容易に行える構造とし、薬剤注入口を設けるなど消毒が行えるようにすること。

- 近い部分から補給される構造であること。
- エ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- (14) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。
- (15) 気泡発生装置等を設置する場合には、連日使用している浴槽水を用いる構造ではなく、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。
- (16) 内湯と露天風呂との間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。
- (17) 浴槽からあふれ出た浴槽水及び回収槽内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、浴槽からあふれ出た浴槽水を回収する配管は直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃を容易に行える位置又は構造になっているとともに、回収槽内の水を消毒することができる設備が設けられていること。
- (18) 水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。
- (19) 配管内の浴槽水を完全に排水することができる構造とすること。
- (20) 調節箱を設置する場合は清掃を容易に行える構造とし、薬剤注入口を設けるなど消毒が行えるようにすること。
- 3 前2項に掲げるもののほか、公衆浴場の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。
- (1) 履物を保管できる設備及び傘の置場は適当な場所に設けること。
- (2) 排水溝は、不浸透性を有するものとするとともに、防虫及び防鼠の設備を設けること。

第5条 略

- 2 その他の公衆浴場のうち個室を設けて入浴させる施設の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。
- (1) 略
- (2) 床面積は規則で定める面積以上とし、適当な広さの脱衣室と浴室とに区分すること。
- (3) 個室の出入口の扉に通路の床面から規則で定める高さの位置に規則で定める大きさの無色かつ透明なガラス窓を設け、内部の見通しを遮るものを置かないこと。
- (4) 個室内の照明用の電灯は、当該個室以外の場所で点滅又は減光する装置とすること。
- (5) 略

(公衆浴場の構造設備の基準の緩和)

第6条 略

第2条の2 略

- 2 その他の公衆浴場のうち個室を設けて入浴させる施設の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。
- (1) 略
- (2) 床面積は10平方メートル以上とし、適当な広さの脱衣室と浴室とに区分すること。
- (3) 個室の出入口とびらに通路床面から1メートル以上の位置に無色かつ透明なガラス窓（縦0.3メートル横0.3メートル以上のもの）を設け、内部の見通しをさえぎるものを置かないこと。
- (4) 個室内の照明用電灯は、当該個室以外の場所で点滅又は減光する装置とすること。
- (5) 略

第2条の3 略

第3条 公衆浴場の下足及び傘の置場は適当な場所に設けなければならない。

第4条 公衆浴場の脱衣場の設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。

- (1) 換気孔を設けること。
- (2) 脱衣箱には施錠又はこれに代るべき設備をすること。
- (3) 洗面所を設けること。
- (4) 紙くず箱を1個以上備えること。

第5条 公衆浴場の浴室の設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。

- (1) 入浴者数に応じた十分な数の湯栓及び水栓

(営業者等の遵守すべき事項)

第7条 一般公衆浴場の営業者又は管理者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 浴場の内外は常に清潔を保つこと。

(2) 浴場の出入口には、看板を掲げ、かつ、夜間は標灯を点灯した状態にしておくこと。

(3)～(6) 略

(7) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度を毎日測定して、規則で定める残留塩素濃度となるようにするとともに、当該測定結果を記載した書類を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件によりこれにより難しい場合には、他の適切な措置を講ずること。

(8)～(19) 略

(20) 脱衣場は、しばしば消毒をすること。ただし、病原体等に汚染され、又は汚染されたおそれのある場合はその都度消毒をすること。

(21) 脱衣場及び浴室の床面において、脱衣、入浴等に支障のない照度を確保すること。

(22) 略

(23) 入浴者にタオル、くし、ブラシその他の物品を貸与する場合にあっては、未使用のもの又は消毒したものを貸与すること。

(24) 略

(25) 男女の区別をした客用便所を設けること。

第8条 その他の公衆浴場の営業者又は管理者は、前条各号（第2号を除く。）に掲げる事項のほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

附 則
(施行期日)

第9条 略

(経過措置)

第10条 略

を備えること。

(2) 洗い桶及び腰掛を十分に備えること。

2 その他の公衆浴場には、前項に定めるもののほか、必要に応じた数のシャワー装置を備えなければならない。

第6条 一般公衆浴場の営業者又は管理者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 浴場の内外は常に清潔を保つこと。

(2) 浴場の出入口には、男女識別の看板を掲げ、かつ、夜間は標燈を点ずること。

(3)～(6) 略

(7) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度を毎日測定して、規則で定める残留塩素濃度となるよう努めるとともに、当該測定結果を記載した書類を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件によりこれにより難しい場合には、他の適切な措置を講ずること。

(8)～(19) 略

(20) 脱衣場は、しばしば消毒をすること。ただし、ウイルス汚染のおそれがある場合はその都度すること。

(21) 略

(22) 入浴者共用の手拭、くし、刷毛等の類を備えないこと。

(23) 略

(24) 男女の区別した客用便所を設けること。

第7条 その他の公衆浴場の営業者又は管理者は、前条各号（第22号を除く。）に掲げる事項のほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 浴用に供するタオル、くし、ブラシその他の物品は、客1人ごとに消毒すること。

(2)～(4) 略

2 略

附 則

第8条 略

第9条 略

第2条 公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公衆浴場の構造設備の基準) 第4条 略 2 略 3 前2項に掲げるもののほか、公衆浴場の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。 (1) 略 (2) <u>入浴者が利用しやすい場所に飲料水を供給する設備を設けること。</u> (3) 略 第5条 公衆浴場のうち蒸気又は熱気を使用して入浴させる施設の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。	(公衆浴場の構造設備の基準) 第4条 略 2 略 3 前2項に掲げるもののほか、公衆浴場の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。 (1) 略 (2) 略 第5条 その他の公衆浴場のうち蒸気、熱気又は砂等を使用して浴室に同時に多数人を入浴させる施設の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。

(1) <u>浴室（蒸気又は熱気を使用するものに限る。以下この項において同じ。）の床面、内壁及び天井は、耐熱性を有するものとする</u>こと (2) <u>浴室の床面には、排水口を設けること。</u> (3) 略 (4) <u>浴室には、給気口及び排気口を適当な位置に設けること。</u> (5) <u>浴室には、入浴者の安全を確認することができる窓を設けること。</u> (6) <u>浴室には、入浴者が利用しやすい場所に非常用のブザーを設けること。</u> (7) <u>入浴者の休息のための場所を設けること。</u> (8) <u>浴室の出入口の扉には、施錠の設備を設けないこと。</u> (9) 略 2 その他の公衆浴場のうち個室を設けて入浴させる施設の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。 (1) <u>個室の出入口の扉には、施錠の設備を設けないこと。</u> (2)～(5) 略	(1) 略 (2) <u>入浴者の休息に必要な休息室を設け、その面積は脱衣室と同等以上とすること。</u> (3) <u>脱衣室、浴室及び休息室の出入口の扉には、施錠の設備をしないこと。</u> (4) 略 2 その他の公衆浴場のうち個室を設けて入浴させる施設の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。 (1) <u>前項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項</u> (2)～(5) 略
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 4 日

和歌山県知事 岸 本周 平

和歌山県条例第62号

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第 1（第 2 条関係） 1～7 略 8 外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	別表第 1（第 2 条関係） 1～7 略 8 外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月4日

和歌山県知事 岸 本周 平

和歌山県条例第63号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年和歌山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 知事	(1)～(3) 略 (4) 外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 略	略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 知事	(1) 略	略
	(2) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（別表第3において「生活保護関係情報」という。）の提供を受ける事務であって規則で定めるもの	外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（別表第3において「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	(3) 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	次に掲げる事項に関する情報であって規則で定めるもの ア・イ 略 ウ 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進

改正前

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 知事	(1)～(3) 略 (4) 外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 略	略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 知事	(1) 略	略
	(2) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（別表第3において「生活保護関係情報」という。）の提供を受ける事務であって規則で定めるもの	外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（別表第3において「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	(3) 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	次に掲げる事項に関する情報であって規則で定めるもの ア・イ 略 ウ 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進

	であって規則で定めるもの	学・就職準備給付金の支給 エ～シ 略		であって規則で定めるもの	学準備給付金の支給 エ～シ 略
2 略	略	略	2 略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 4 日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第64号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前（未施行）
（定義） 第 2 条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) 略 (2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する麻薬（<u>同条第 2 項の規定により麻薬とみなされる物を含む。</u>）、<u>同条第 1 項第 4 号に規定する麻薬原料植物及び同項第 6 号に規定する向精神薬</u> (3)～(6) 略	（定義） 第 2 条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) 略 (2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第 2 条第 1 号に規定する麻薬、<u>同条第 4 号に規定する麻薬原料植物及び同条第 6 号に規定する向精神薬</u> (3)～(6) 略
備考 改正前欄中の第 2 条の規定は、和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年和歌山県条例第28号）による改正後の規定である。	

附 則

この条例は、公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第84号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 4 日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第65号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和32年和歌山県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
略			略		
和歌山県 和歌山北警察署	和歌山市 松江北二丁目1番41号	和歌山市のうち 粟市小路 磯の浦 梅原 榎原 大谷 大川 梶取 加太 狐島 北島 木ノ本 楠見中 古屋 栄谷 次郎丸 島橋東ノ丁 島橋西ノ丁 島橋南ノ丁 島橋北ノ丁 善明寺 園部（札立山頂と鳴滝川左岸上流端を結ぶ線及び鳴滝川左岸堤防前のり尻線の西側） つつじが丘一丁目～つつじが丘七丁目 土入 中 中野 西庄 野崎 延時 平井 日野 船所（鳴滝川左岸堤防前のり尻線の西側） 福島 ふじと台 松江 松江東一丁目～松江東四丁目 松江中一丁目～松江中三丁目 松江西一丁目～松江西三丁目 松江北一丁目～松江北七丁目 湊（紀の川右岸側） 湊一丁目～湊五丁目 深山 向 本脇 鳴滝川と紀の川の合流点から下流の紀の川右岸と大潮平均満潮面とのなす線の北側	和歌山県 和歌山北警察署	和歌山市 松江北二丁目1番41号	和歌山市のうち 粟市小路 磯の浦 梅原 榎原 大谷 大川 梶取 加太 狐島 北島 木ノ本 楠見中 古屋 栄谷 次郎丸 島橋東ノ丁 島橋西ノ丁 島橋南ノ丁 島橋北ノ丁 善明寺 園部（札立山頂と鳴滝川左岸上流端を結ぶ線及び鳴滝川左岸堤防前のり尻線の西側） つつじが丘一丁目～つつじが丘七丁目 土入 中 中野 西庄 野崎 延時 平井 日野 船所（鳴滝川左岸堤防前のり尻線の西側） 福島 松江 松江東一丁目～松江東四丁目 松江中一丁目～松江中三丁目 松江西一丁目～松江西三丁目 松江北一丁目～松江北七丁目 湊（紀の川右岸側） 湊一丁目～湊五丁目 深山 向 本脇 鳴滝川と紀の川の合流点から下流の紀の川右岸と大潮平均満潮面とのなす線の北側
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 4 日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第66号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（交通警察業務手当） 第 7 条 略 2 略 3 前項第 1 号の業務の一部又は全部が日没時から日出時までの間において行われた場合にあって	（交通警察業務手当） 第 7 条 略 2 略 3 前項第 1 号の業務の一部又は全部が夜間（日没から日の出までの間をいう。）において行わ

ては、同号の規定にかかわらず、同号の手当の額は、勤務1日につき840円（高速自動車道における場合にあつては、1,260円）とする。

（緊急呼出手当）

第16条 緊急呼出手当は、職員（第2条の規定にかかわらず管理職手当を支給される職員を含む。）が突発的に発生した事件又は事故の処理作業に従事するため正規の勤務時間以外の時間に緊急の呼出しを受け、午後9時から翌日の午前5時までの間において当該業務に従事したときに支給する。

2 略

（災害応急手当）

第19条 略

2 前項の手当の額は、勤務1日につき840円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、1,080円）とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号のいずれにも該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 第1項の勤務の一部又は全部が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項の勤務が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

（税外収入徴収手当）

第24条 略

2 前項の手当の額は、勤務1日につき360円とする。ただし、午後8時から午後12時までの間に従事した場合又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第3条第1項若しくは第4条第1項の週休日又は同条例第9条の祝日法による休日若しくは年末年始の休日（以下これらを「週休日等」という。）に従事した場合は、180円を加算することができる。

（用地交渉手当）

第26条 略

2 前項の手当の額は、勤務1日につき1,000円とする。ただし、午後8時から午後12時までの間に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、500円を加算することができる。

れた場合にあつては、同号の規定にかかわらず、同号の手当の額は、勤務1日につき840円（高速自動車道における場合にあつては、1,260円）とする。

（緊急呼出手当）

第16条 緊急呼出手当は、職員（第2条の規定にかかわらず管理職手当を支給される職員を含む。）が突発的に発生した事件又は事故の処理作業に従事するため正規の勤務時間以外の時間に緊急の呼出しを受け、夜間（午後9時から翌日の午前5時までの間をいう。）において当該業務に従事したときに支給する。

2 略

（災害応急手当）

第19条 略

2 前項の手当の額は、勤務1日につき840円とする。ただし、前項の勤務が災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域及びこれに準ずると認められる危険な地域において行われた場合にあつては、840円を加算することができる。

（税外収入徴収手当）

第24条 略

2 前項の手当の額は、勤務1日につき360円とする。ただし、夜間（午後8時から午後12時までの間をいう。）に従事した場合又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第3条第1項若しくは第4条第1項の週休日又は同条例第9条の祝日法による休日若しくは年末年始の休日（以下これらを「週休日等」という。）に従事した場合は、180円を加算することができる。

（用地交渉手当）

第26条 略

2 前項の手当の額は、勤務1日につき1,000円とする。ただし、夜間（午後8時から午後12時までの間をいう。）に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、500円を加算することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。